

技 第 3 6 6 号
令和5年9月19日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島 根 県 土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)
(技 術 管 理 課)
(公 印 省 略)

公共工事設計資材単価に係る特例措置について (送付)

標記について、別紙により通知しておりますので、参考送付します。

契約に関すること

島根県土木部土木総務課

建設産業対策室 奥村 柏木

電話：0852(22)5388

E-mail：shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

積算に関すること

島根県土木部技術管理課

土木設計基準係 三島 山本

農林設計基準係 玉木 白築

電話：0852-22-5941/5942

E-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

技 第 3 6 6 号
令和5年9月19日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部・土木部関係各課長
各農林水産振興センター所長
土木部各地方機関の長

様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)
(技術管理課)

公共工事設計資材単価に係る特例措置について (通知)

今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、下記のとおり特例措置を定めましてので、取扱いに遺漏のないよう対応をお願いします。

なお、別紙のとおり島根県建設産業団体連合会あて通知していますことを申し添えます。

記

1. 工事に関する特例措置の概要

別添のとおり

2. 留意事項

- ・ 営繕工事設計標準単価を適用する工事の取扱いについては、本通知の対象外となります。
- ・ 工事の特例措置に伴う、変更後の請負代金額の積算にあたっては、当初契約時点における単価の適用世代により算出することとします。

契約に関すること

島根県土木部土木総務課

建設産業対策室 奥村 柏木

電話：0852(22)5388

E-mail：shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

積算に関すること

島根県土木部技術管理課

土木設計基準係 三島 山本

農林設計基準係 玉木 白築

電話：0852-22-5941/5942

E-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

資材価格高騰に対する特例措置に係る運用について

1 概要

資材価格高騰に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更するものである。

2 対象工事等

令和5年10月1日から令和6年2月29日までに契約を締結する島根県農林水産部及び土木部が発注する工事を対象とする。ただし、営繕工事については、本通知の対象外とする。

3 対象資材等

- (1) 特例措置の対象資材等は、島根県建設工事積算基準第15編(単価)及び一般刊行されている物価資料（以下「単価表等」という。）に掲載されている資材単価及び機械賃料等とする。
- (2) 見積及び特別資材調査により設計単価を設定している資材等は、特例措置の対象外とする。ただし、積算月と当初契約月において、類似資材の物価変動率等により単価の乖離が確認できる場合については、受発注者協議のうえ、本特例措置の対象とすることができる。

4 実施方法

- (1) 発注者は、当初契約締結後、対象工事等の設計単価を、当初契約月における最新の単価表等の設計単価に変更する。
- (2) 特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知する。
- (3) 特例措置の変更契約は、原則として、契約数量・図面等の変更と併せて変更契約時に行うものとする。

5 スライド条項との併用

本特例措置を適用した場合においても、島根県公共工事標準請負契約約款第26条（スライド条項）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。その際、スライド額算定に用いる当初設計単価は、当初契約月に変更後の設計単価とする。

6 その他

- (1) 特例措置の対象工事等は、入札公告(別紙1)に明示する。
- (2) 令和5年10月1日以降の契約締結分から特例措置の対象とする。
※落札決定した業者に対して契約書や「契約手続きのご案内」などと一緒に渡す(別紙2)。

- (3) 単価表等は、市場価格の動向に応じて毎月改定していることから、特例措置を適用した際、請負代金額が減額になる場合があることに留意する。

附則

この運用は、令和5年10月1日から施行する。

資材価格等の高騰対策について

スライド制度は、島根県工事請負契約書第 26 条に規定されている制度です。工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を越えた場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

今回新たに、すべての工事を対象とする『資材価格高騰に対する特例措置』を実施します。

－資材価格高騰に対する特例措置について－

資材価格高騰に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更するものです。

特例措置

対象(P)

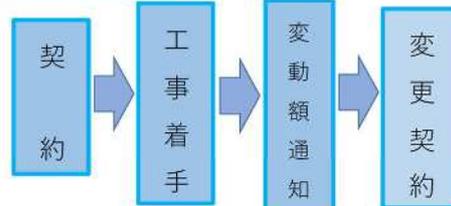
・『資材単価』、『労務単価』及び『機械賃料』

対象外

・見積及び特別資材調査により設計単価を設定している資材^{※1}

※1 ただし、積算月と当初契約月において、類似資材の物価変動率等により単価の乖離が確認できる場合については、受発注者協議のうえ、当特例措置の対象とすることができる。

手続きの流れ



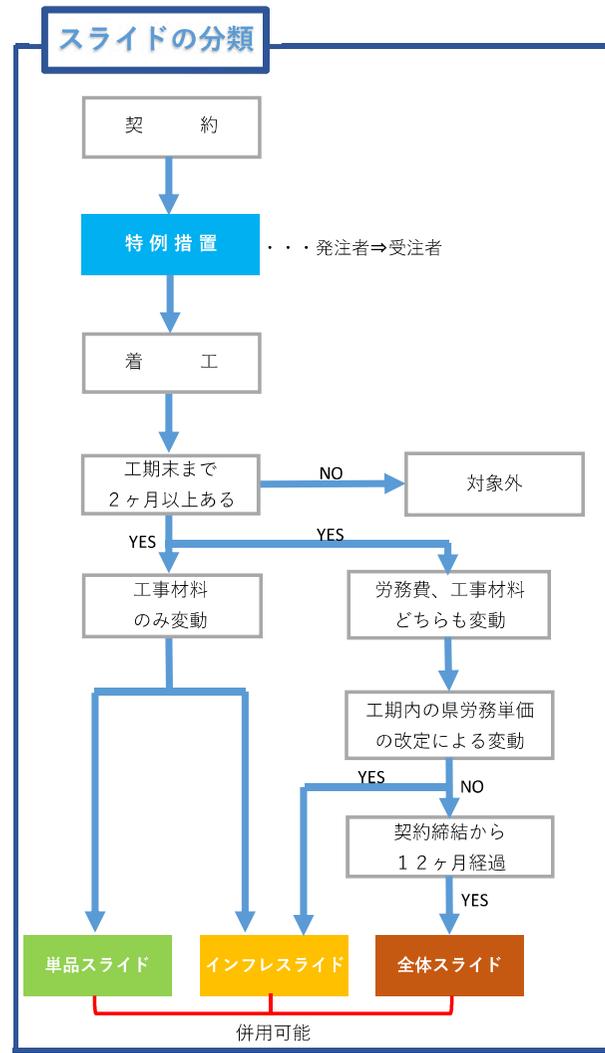
工事の請負金額を最新の契約月単価に置き換えます！

- ・『全体スライド』や『単品スライド』、『インフレスライド』との併用も可能です。
- ・請負額の 1% 負担はありません。

- ・令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までに契約を締結する島根県農林水産部及び土木部が発注する工事を対象とします(ただし、営繕工事を除く)。
- ・特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知します。
- ・特例措置の変更契約は、原則として、契約数量・図面等の変更と併せて変更契約時に行うものとします。

※特例措置の詳細につきましては、島根県HPをご覧ください。

スライドの概要とスライド額の算出方法について



全体スライド(第25条第1～4項)

対象(P)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・基準日以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料

スライド額(変更額)
 $= P \text{の変動額} - P \text{の残工事金額} \times 1.5\%$

手続きの流れ

```

    graph LR
      A[受注者からの協議の請求] --> B[基準日]
      B --> C[スライド額確定]
      C --> D[変更契約]
      D --> E[工期末]
      E --> A
      E -.-> F[2ヶ月以上工期が残っている必要があります。]
  
```

・『全体スライド』や『単品スライド』、『インフレスライド』との併用も可能です。
 ・『全体スライド』適用後にさらに賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

単品スライド(第25条第5項)

対象(P)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・変動額が対象工事費の1%を超える工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・部分払い完了部分 ・部分引き渡し完了部分

スライド額(変更額)
 $= P \text{の変動額} - \text{対象工事費} \times 1.0\%$

手続きの流れ

```

    graph LR
      A[受注者からの協議の請求] --> B[スライド額確定]
      B --> C[変更契約]
      C --> D[工期末]
      D --> A
      D -.-> E[2ヶ月以上工期が残っている必要があります。]
  
```

・工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるか判定してください。
 ・『対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類(納品書、請求書など)を提出する必要があります。』

インフレスライド(第25条第5項)

対象(P)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・基準日以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済みの工事材料

スライド額(変更額)
 $= P \text{の変動額} - \text{残工事費} \times 1.0\%$

手続きの流れ

```

    graph LR
      A[受注者からの協議の請求] --> B[基準日]
      B --> C[スライド額確定]
      C --> D[変更契約]
      D --> E[工期末]
      E --> A
      E -.-> F[2ヶ月以上工期が残っている必要があります。]
  
```

・『全体スライド』や『単品スライド』との併用も可能です。
 ・『インフレスライド』適用後にさらに物価水準(労務費または工事材料)が変更された場合は、再度請求することができます。